

あさくら地産地消推進店 実施要領

1. 目的

この要領は、朝倉地域産の農林水産物、畜産物等並びにこれらを使った加工品（以下「農産物等」という。）を積極的に販売・活用する市内の飲食店・販売店・ホテル・旅館・加工業者・農産物直売所などの店舗等を、あさくら地産地消推進店（以下「推進店」という。）として登録することにより、朝倉地域産の農産物等の消費拡大と市民の意識向上や地域農業の活性化を図ることを目的とする。

なお、朝倉地域産の農産物とは JA 筑前あさくら管内で生産された農産物等とする。

2. 認定対象

市内において営業している飲食店、販売店、農産物直売所、ホテル、旅館、加工業者等

3. 認定要件

市は、前項に規定する申請者が推進店の認定を申請したときは、別に定める基準に基づき当該申請者の店舗を認定するか否かを判断するものとする。

4. 申請書の取得方法

市役所本庁、朝倉・杷木支所の各窓口から入手、または市のホームページからダウンロード。

ダウンロードする場合は、朝倉市ホームページの「申請書ダウンロードサービス」または「くらしの情報・農業」から入手すること。

5. 申請書の提出方法

推進店の認定を受けようとする者は、認定申請書(様式1号)に必要事項を記載の上、郵送・FAX・メール・持参のいずれかの方法により申請書を提出する。

6. 審査

市は、認定申請書を受理したときは、認定要件に基づき内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

7. 決定

市は、6. の審査において申請者が認定要件をすべて満たすと認めるときは、推進店として認定し、認定証及びのぼり旗を配布する。

8. 推進店に対する市の支援

- (1) ホームページや市の広報媒体等を活用して、推進店をPRする。
- (2) PR推進資材を提供する
- (3) その他地産地消に関すること

9. 取組内容の報告

推進店として認定された店舗等は、認定要件に定める各店舗基準(①～②または①～③)の取組内容について、該当部分を毎年市に報告する。

(1) 報告書の提出期限

毎年4月末日

(2) 提出書類

報告書(様式2号)

(3) 報告書の提出方法

郵送・FAX・メール・持参のいずれかの方法により提出する。

ダウンロードする場合は、朝倉市ホームページの「申請書ダウンロードサービス」または「くらしの情報・農業」から入手すること。

10. 認定期間

認定期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で認定したものは、認定の日からその年度末までとする。なお、1年経過後は、申し出がない限り更に1年間登録を継続し、以後同様とする。

11. 認定の取消し

推進店が3の登録要件を満たさなくなったとき、その他、推進店に相応しくない事由が発生したときは、市は認定を取り消し、推進資材の返却を求めることができる。

12. 認定の辞退

推進店の認定の辞退を希望する場合は、辞退届(様式3号)を市に提出するものとする。

なお、市は辞退届を受理したときは、20日以内に推進店に通知を行うものとする。

【あさくら地産地消推進店に関する問い合わせ・書類提出先】

〒838-1398 朝倉市宮野2046-1 朝倉市農業振興課農政係

TEL: 0946-52-1427 FAX: 0946-52-1510

E-Mail: nousin@city.asakura.lg.jp